

こんな曖昧な「実施協定案」を国は認可できるのか

大阪府市は5日に大阪IRカジノ「関連協定案」等を公表した。弁護士さんらと精査すると、重大な問題点が浮き彫りになってきた。写真は「IR事業の工程」。見直し後、2023年夏頃、実施協定の締結認可とあり、実施協定・事業用定期借地権設定契約等の締結、そして秋頃には液状化対策工事の着手とある。

昨日もレポートしたが、2025年春頃、IR建設工事の発注及び着手と書かれている。冗談じゃない。大阪・関西万博の海外パビリオンなどの建設工事は、遅れに遅れて、開催延期が与党議員から指摘される緊急事態なのだ。これにIR工事が重なったら、どうなるのか目に見えている。

岸田政権が万博を実施したいと考えるなら、夢洲IRカジノなど「ちょっと待て」と警告を発するのでないか。政府与党の「夢洲万博」に対する本気度が試されている。

こんなIR事業の工程に合わせるかのように、大阪府市は実施協定案などを決めて、国(国土交通大臣)に認可申請をしようとしている。再び、「ちょっと待て」と言いたい。国は生煮えで曖昧な実施協定案を認可できるのかを問いたい。実施協定案などを精査すると、IRカジノ事業者に有利な規定が目につき、とりわけ夢洲の土地所有者である、大阪市の負担ばかり膨らむことが見えてくる。2点だけ問題を指摘しておきたい。

実施協定案の第99条の2、SPC(事業者)の事業前提条件に基づく解除で、解除期限は2026年9月末日までと書かれている。事業者がIRカジノ事業から違約金なしで撤退できる「解除権」は、事業者側の意向により今後3年間延長されることになった。事前前提条件とは税務上の取扱い、カジノ管理委員会規則、資金調達、開発、新型コロナウイルス感染症、財務、重大な悪影響である。これら7つのうち、いずれかが成就していないと事業者が判断する場合には、本実施協定を解除、IRカジノ事業から撤退できる。

資料「事業前提条件の状況と対応について」の事業者の見解が重要である。

- ・判断基準日において事業前提条件が成就していないものと判断
- ・事業実現に向けた意思が変わりはなく、引き続き、事業実現に向けて必要な手続きや準備を進め、事業実現に向けて最大限尽力してまいりたい。
- ・他方で、条件が成熟していない現状においては、最終的な事業実施判断を行うことができる状況にない。
- ・現時点においては、基本協定を解除しないこととし、条件に基づく解除権を規定する等、合理的に必要な範囲の修正を行ったうえで実施協定の認可申請を行っていきたい。

最終的な事業実施判断は、IR建設工事の発注及び着手後にするのであろうか？

(2023年9月7日)

IR事業の工程	
区域整備計画 (2022年4月)	見直し後 (2023年9月)※1
2022年秋頃～ 区域整備計画の認定 行政手続き・調査・準備工事の着手	2023年4月 区域整備計画の認定 2023年春頃～ 2023年夏頃 行政手続き・調査※2 2023年夏頃 実施協定の締結認可※3 2023年秋頃 実施協定・事業用定期借地権設定契約等の締結※3 液状化対策工事の着手
2023年春～夏頃 工事の発注及び着手	2024年夏頃 IR準備工事の発注及び着手 2025年春頃 IR建設工事の発注及び着手
2029年夏～秋頃 工事の完了	2030年夏頃 工事の完了
2029年秋～冬頃 IR施設の閉業	2030年秋頃 IR施設の閉業

※1 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、IR事業の規制上の取扱い及びカジノ管理規則の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、IR事業の工程は1～2年程度後ろ倒しとなる可能性がある。
※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。
※3 国土交通大臣による実施協定締結の認可の時期は未定(実施協定の認可の時期によって、IR事業にかかる他の工程は変動する。)